

平成27年4月23日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小池善明

arrowheadのリニューアルに伴う「呼値に関する規則」の一部改正について

I. 趣旨

本所は、「呼値に関する規則」の一部改正を行い、本年9月24日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、本年9月24日を予定している株券等の立会取引に係る売買システムであるarrowheadのリニューアルに合わせて、複数の呼値による急激な価格変動を抑制するために連続約定気配の表示条件を追加することから、呼値に関する規則の一部改正を行うものです。

改正等の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

- 連続約定気配の表示条件の追加
 - ・ 複数の呼値による急激な価格変動においても、本所が必要と認めるときは連続約定気配表示を行うものとします。
 - ・ 本所が適当と認める時間内に複数の呼値により本所が適当と認める値幅を超えて価格が変動する場合、連続約定気配表示を行います。

III. 施行日

平成27年9月24日に施行します。

- ※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でない当社が認める場合には、平成27年9月24日以後の本所が定める日から施行します。

以上

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第10条 本所は、急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成27年9月24日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第10条 本所は、<u>一の呼値による</u>急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>